

「違反原因行為の実態調査」へのご協力について

貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、働き方改革の一環として、令和6年度から、トラックドライバーに時間外労働の上限規制等の新たなルールが適用されることから、長時間の荷待ちなど、皆様が法令順守できなくなる恐れのある行為（違反原因行為）を行っている疑いのある荷主・元請事業者（荷主等）に対し、貨物自動車運送事業法に基づく働きかけを行うなど、適正な取引の推進のための様々な取組を実施してきました。

この度、全国のトラック運送事業者の皆様へ、荷主等から違反原因行為を受けていないか、アンケート調査を実施することとなりました。

ご回答いただいた内容は、トラック G メンの活動や前述の法に基づく働きかけなどに活用いたしますので、調査にご協力下さいますようお願いいたします。

回答方法（下記①②いずれかの方法でご回答ください。）

①Web フォームからの回答

下記 URL から PC、スマホ等にて回答フォームへアクセスの上ご回答ください。

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/ihan/n/>

※ yusou@crp.co.jp に空メールを送信して URL を取得することもできます。

②FAX による回答

同封の調査票にご記入の上、下記まで FAX でご送信ください。

送信先：全日本トラック協会 **03-3354-1094**



回答期限

①Web による回答期限：令和5年10月13日（金）

②FAX による回答期限：令和5年10月10日（火）

※本アンケート調査は荷主等の違反原因行為の情報収集を目的としているため、得られた情報を基にしてトラック運送事業者に監査を行うことはありません。また、トラック運送事業者名、担当者名が特定される形で荷主等に提供したり、公表を行ったりすることは決してありません。

※本アンケート調査とは別に、全国の運輸局・運輸支局に配置されている「トラック G メン」が皆様にお電話などで調査させていただいておりますので、本アンケートと同様に、御社の取引環境の実態をありのままにお話しただけですと幸いです。

【調査主体】

国土交通省自動車局貨物課 担当：溝江、渋谷、松倉
東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先（調査会社）】

社会システム株式会社 担当：吉田（誠）、若生、金澤
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 TEL：03-4335-4880（月～金 10-17 時）
問合せメールアドレス yusou@crp.co.jp